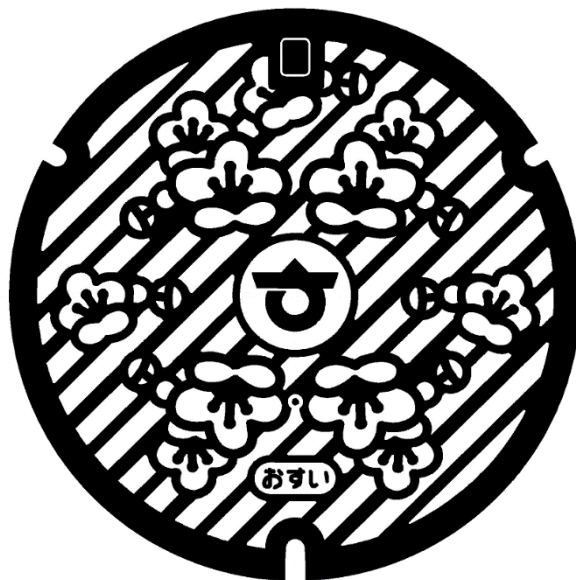


知多市下水道事業経営戦略

令和7年度～令和16年度



令和7年2月

知 多 市

目次

第1章 経営戦略の概要.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 位置付け.....	1
3 計画期間.....	1
第2章 事業概要.....	2
1 事業の現況.....	2
2 民間活力の活用等.....	8
3 経営比較分析表を活用した現状分析.....	9
第3章 将来の事業環境.....	16
1 水洗化人口及び有収水量.....	16
2 下水道使用料収入.....	17
3 施設.....	19
第4章 経営の基本方針.....	21
1 経営の基本方針.....	21
2 主要な取組.....	22
第5章 投資・財政計画（収支計画）.....	25
1 計画改定の方針.....	25
2 経費回収率向上に向けたロードマップ.....	28
第6章 経営戦略の進捗管理.....	34
<付録>	
用語の解説.....	35

第1章 経営戦略の概要

1 策定の趣旨

本市の下水道事業は、市民生活と産業活動に欠かすことのできないライフラインとして昭和45年度に事業認可を受けて整備を進め、市の急速な発展に伴い事業計画の見直しを重ね、処理場の増設などを経て、概ね市内全域に普及するに至りました。

しかし、現在では、人口減少や節水意識の向上、節水機器の普及などにより有収水量[※]の伸びを期待することは難しく、これまでの整備により増大した資産をいかに維持し、持続可能な事業であり続けるかが今後の下水道事業経営の重要な課題となっています。

このような状況から、「第6次知多市総合計画」を踏まえ、快適な生活環境を保持するとともに、収支バランスのとれた健全な下水道経営を維持していくために、中長期的な経営の基本計画である「知多市下水道事業経営戦略」を令和2年3月に策定し、今年度で策定から5年が経過します。そこで、現状の取組を評価するとともに、経営戦略に「知多市公共下水道事業ストックマネジメント計画（以下「ストックマネジメント計画[※]」という。）」（令和5年度改定）、「知多市下水道総合地震対策計画（以下「総合地震対策計画[※]」という。）」（令和2年度策定）等に基づく投資計画を反映し、社会情勢の変化に伴う経営方針の見直しを行うために、本経営戦略を改定するものです。

本経営戦略においては、経営状況等の現状や将来予測を踏まえた上で、安定的に事業を継続するため、施設や設備に関する投資とその財源を試算し、収入と支出を均衡させた投資・財政計画を策定しています。

2 位置付け

本経営戦略は、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付）や「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付）を踏まえており、「知多市公共下水道事業計画（事業計画）」及び「ストックマネジメント計画」等との整合を図っています。また、「第6次知多市総合計画」では本経営戦略を分野別計画に位置付けています。

総務省は「経営戦略の改定推進について」（令和4年1月25日付）により、人口減少や物価上昇、施設の老朽化対策費用などを反映した経営戦略の改定を令和7年度までに行うよう求めていることから、「経営戦略策定・改定ガイドライン」「経営戦略策定・改定マニュアル」に基づいて改定を行っています。

3 計画期間

令和7年度～令和16年度（10年間）

第2章 事業概要

1 事業の現況

本市の下水道事業は、単独公共下水道[※]である南部処理区と流域関連公共下水道[※]である東部処理区に分けられ、南部処理区は昭和46年3月に、東部処理区は平成4年3月にそれぞれ事業認可されています。

また、令和2年度より農業集落排水下水道[※]事業の佐布里地区を、令和4年度より特定環境保全公共下水道[※]（南部処理区の一部）を、それぞれ単独公共下水道に統合しています。

(1) 普及状況

令和5年度末現在の下水道処理区域内人口[※]は南部処理区は67,290人、東部処理区は13,405人で合計80,695人、下水道普及率[※]は96.9%となり、下水道整備が概ね完了している状況です。また、処理区域面積は南部処理区は1,304.0ha、東部処理区は189.7ha、合計1,493.7haとなっています。

下水道の普及率は高いものの、節水意識の向上や節水機器の普及などにより汚水量は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと考えられるため、将来の有収水量の増加が見込めない状況下で事業運営を行うことが想定されます。

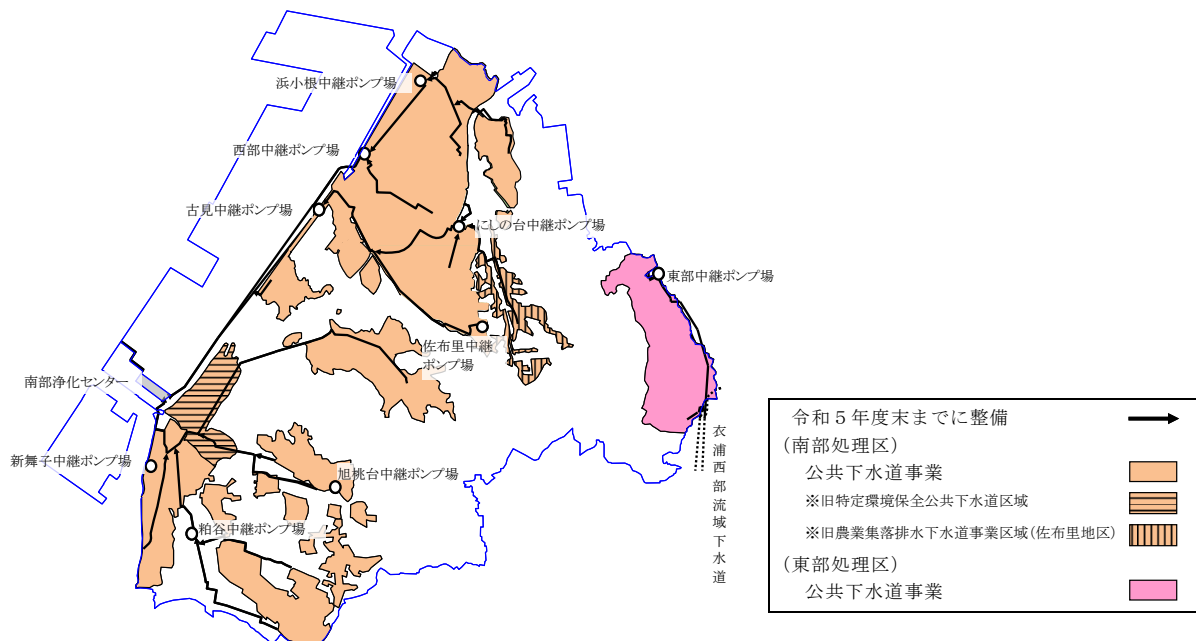
処理区（令和5年度末現在）

項目	概要	
処理区数	2 処理区 ^(注)	
	南部処理区 (単独公共下水道)	東部処理区 (流域関連公共下水道)
事業認可年月	昭和 46 年 3 月 (53 年経過)	平成 4 年 3 月 (32 年経過)
供用開始年月	・ 昭和 48 年 3 月 (西部浄化センター) ・ 昭和 58 年 3 月 (南部浄化センター)	・ 平成 8 年 3 月 (衣浦西部浄化センター)
地方公営企業法適用の有無	有 (財務規定適用 [※])	
事業計画面積 (最新事業計画)	1,326.8ha	190.1ha
処理区域面積	1,304.0ha	189.7ha
計画処理人口 (水洗化人口 [※]) (最新事業計画)	71,660 人	13,278 人
処理区域内人口	67,290 人	13,405 人

(注) 処理区の変遷

- ・ 南部処理区の前身である西部処理区は、昭和 63 年 6 月の西部浄化センターの廃止に伴い南部処理区に統合
- ・ 平成 23 年 3 月に農村総合整備モデル事業整備の知多南部地区及び浦浜地区を南部処理区に統合 (ともに整備時に南部処理区へ接続済み)
- ・ 令和 2 年 4 月に農業集落排水下水道事業整備の佐布里地区を南部処理区に統合

処理区域図



(2) 施設

本市の下水道事業のうち、単独公共下水道である南部処理区は南部浄化センターで、流域関連公共下水道である東部処理区は、愛知県が事業運営している衣浦西部流域下水道※の処理場（衣浦西部浄化センター）で、それぞれ汚水処理を行っています。

衣浦西部流域下水道は、矢作川・境川流域下水道基本計画に位置付けられ、本市の他、半田市、阿久比町、東浦町及び武豊町の2市3町を対象として、昭和58年度に事業着手、平成3年4月に供用開始し、現在、各市町の汚水処理を行っています。

汚水を処理場まで集めるため、汚水管渠を南部処理区は約357km、東部処理区は約55km、合計約412kmを整備しており、管の口径は最小で50mm、最大で1,500mmとなっています。また、中継ポンプ場は、南部処理区に8か所、東部処理区に1か所設けています。

その他下水道施設として、雨水管渠があり、現在は、下水道事業として雨水管渠整備を行い、土木事業として維持管理を行っています。

処理場

項目	概要	
名称	南部浄化センター	衣浦西部浄化センター (事業主体：愛知県)
位置	知多市南浜町25番地	半田市川崎町4丁目1番地
敷地面積	66,627.3 m ²	21.78ha
処理方法	凝集剤添加標準活性汚泥法+凝集剤添加ステップ流入式多段硝化脱窒法	凝集剤添加2段階ステップ流入式硝化脱窒法+凝集剤添加嫌気無酸素好気法+凝集剤添加3段階ステップ流入式硝化脱窒法+高速連続ろ過(ろ布式)
排除方式	分流式	分流式
運転開始年月	昭和58年4月	平成3年4月
現有処理能力	37,130 m ³ /日	84,600 m ³ /日

汚水管渠

項目	概要
口径	50mm～1,500mm
延長	南部処理区 約 357km
	東部処理区 約 55km

中継ポンプ場

名称	揚水能力	処理区
西部中継ポンプ場	16.00 m ³ /分	南部処理区
浜小根中継ポンプ場	8.50 m ³ /分	
古見中継ポンプ場	12.60 m ³ /分	
新舞子中継ポンプ場	0.60 m ³ /分	
にしの台中継ポンプ場	8.40 m ³ /分	
粕谷中継ポンプ場	3.20 m ³ /分	
佐布里中継ポンプ場	1.20 m ³ /分	
旭桃台中継ポンプ場	0.15 m ³ /分	
東部中継ポンプ場	2.00 m ³ /分	東部処理区

(3) 広域化・共同化・最適化の取組

国土交通省では、広域化・共同化・最適化の取組を推進しており、本市の下水道事業では、次の取組を実施しています。

- ・平成28年4月から、東海市及び常滑市とともに汚泥処理施設の建設及び維持管理に関する事務を愛知県に委託し、令和4年度からは共同汚泥処理事業として脱水汚泥の集約処理を行っています。
- ・農業集落排水下水道事業として整備した佐布里地区を、令和2年4月に単独公共下水道の南部処理区に統合しています。
- ・地理的・社会的条件を勘案し、公共下水道[※]で処理を行う予定であった区域の一部を、令和3年度の汚水適正処理構想の見直しで浄化槽区域に変更しています。

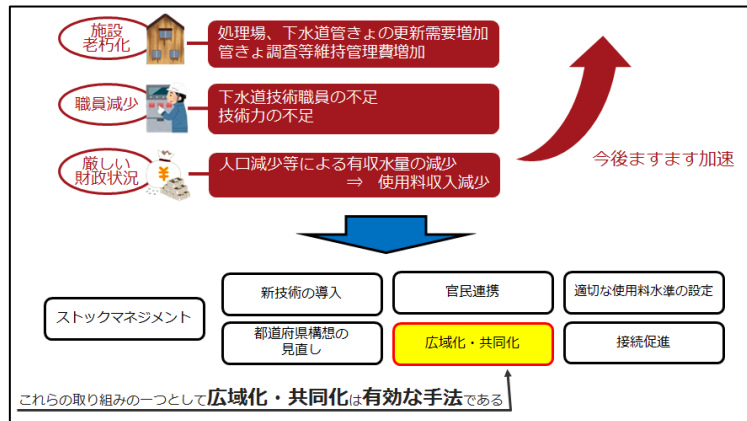
ここで「広域化」「共同化」及び「最適化」とは、以下を指しています。

広域化：他の自治体と事業統合したり流域下水道へ接続したりすること

共同化：複数の自治体で共同で使用する施設の建設、一部事務に係る管理・執行を共同で行うこと

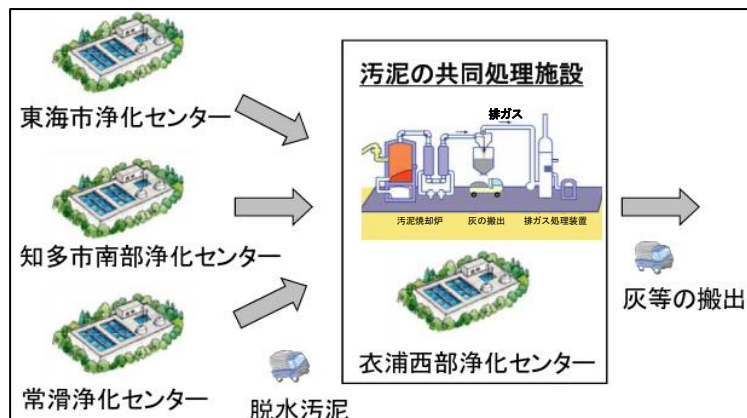
最適化：他事業との統廃合や施設の統廃合を行うなどして、公共下水道・農業集落排水下水道・浄化槽等の各種処理施設の中から地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること

下水道事業の現状・課題



出典：国土交通省 HP “広域化・共同化の推進”

共同汚泥処理事業の概要



出典：国土交通省 HP “愛知県における広域化・共同化の取組について”

(4) 下水道使用料

ア 汚水量の算定

- ・水道水を使用する場合は、水道使用量を汚水量とします。
- ・家庭用に井戸を使用する場合は、次の計算により算定します。
 - 井戸のみ使用する場合 … 世帯人数×5 m³/月
 - 井戸と水道を併用する場合 … 世帯人数×2 m³/月+水道使用量
- ・家庭以外で事業用に井戸を使用する場合は、使用者が設置する計量装置によるほか、使用の態様を勘案して市が認定します。

イ 下水道使用料の算定

下水道使用料は基本使用料と従量使用料からなり、基本使用料は汚水量に関わらず一律に必要な使用料で、従量使用料は排出した汚水量に応じて必要な使用料です。下水道使用料は、次の計算により算定します。

$$\text{下水道使用料} = (\text{基本使用料} + \text{従量使用料}) + \text{消費税}$$

下水道使用料（消費税抜き）

基本使用料	従量使用料（累進制）	
	1か月の汚水量	1 m ³ 当たりの使用料
1か月当たり 380円	10m ³ までの分	53円
	10m ³ を超えて20m ³ までの分	111円
	20m ³ を超えて40m ³ までの分	121円
	40m ³ を超えて100m ³ までの分	131円
	100m ³ を超える分	141円

※下水道使用料の近年の変遷

- ・平成23年6月から従量使用料を採用
- ・平成29年6月から従量使用料の単価を改定

<参考>

20 m³当たりの下水道使用料

条例上の使用料（1か月20 m³当たり、消費税抜き）

年度	下水道使用料
令和3～5年度	2,020円

※20 m³当たりの使用料を使用料単価表により算定したもの

実質的な使用料（20 m³当たり、消費税抜き）

年度	下水道使用料
令和3年度	2,196円
令和4年度	2,193円
令和5年度	2,192円

※使用料合計を有収水量で除した値に20 m³を乗じたもの

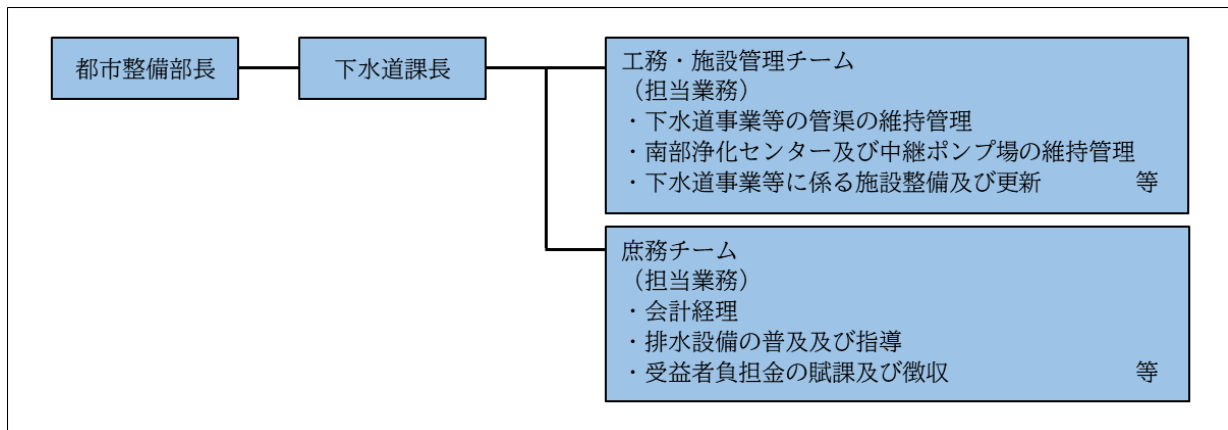
(5) 組織

ア 業務運営組織

本市の下水道事業は、都市整備部下水道課が運営しています。

イ 執行体制

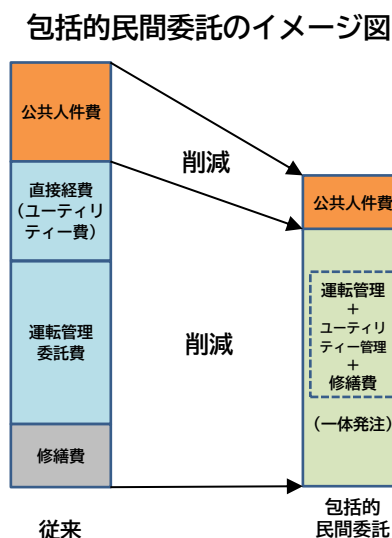
令和6年4月1日現在、処理場及び管路施設の維持管理、建設等を担当する工務・施設管理チームと、会計経理、排水設備、受益者負担等を担当する庶務チームに分かれています。



2 民間活力の活用等

(1) 官民連携※

国土交通省では、民間の資金やノウハウ、創意工夫を活用した官民連携の導入等を推進しています。本市の下水道事業では、効率的な事業運営に向けて、平成 23 年度から処理場、中継ポンプ場の運転管理に係る包括的民間委託※を実施しており、令和 5 年度からは、これまで個別に発注していた修繕についても包括的民間委託範囲に加え、さらなる効率化を図っています。



出典：国土交通省 HP “包括的民間委託業務の概要”

(2) 資産活用

国土交通省では、下水汚泥・下水熱等の資源（資産を含む。）や、土地・建物等の資産（下水道管渠やマンホール内の空間、マンホール蓋など）の活用を推進しており、本市の下水道事業は、平成 29 年度から汚水処理の過程で発生する余剰消化ガスを都市ガス原料として売却しています。

また、民間企業と連携し、バイオガス由来のメタネーション※実証試験を令和 6 年度から開始し、脱炭素化の取組を進めています。

3 経営比較分析表を活用した現状分析

経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、経営及び施設の状況を表す経営指標による「経営比較分析表」を活用し、下水道事業の経年比較や類似団体との比較、分析を行います。

類似団体とは、「下水道処理区域内人口区分」「下水道処理区域内人口密度区分」「供用開始後年数別区分」の3項目によって総務省が区分しているもので、本市は「下水道処理区域内人口区分」3万人以上10万人未満、「下水道処理区域内人口密度区分」50人/ha以上70人/ha未満、「供用開始後年数別区分」30年以上のグループに該当するため、このグループに区分される63団体の平均値と比較します。

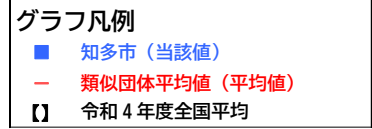
【経営の健全性・効率性を示す経営指標】

- ① 経常収支比率
- ② 累積欠損金比率
- ③ 流動比率
- ④ 企業債残高対事業規模比率
- ⑤ 経費回収率
- ⑥ 汚水処理原価
- ⑦ 施設利用率
- ⑧ 水洗化率

【施設の老朽化の状況を示す経営指標】

- ① 有形固定資産減価償却率
- ② 管渠老朽化率
- ③ 管渠改善率

【経営の健全性・効率性を示す経営指標】



項目	①経常収支比率（％）																		
経営比較分析表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>112.91</td> <td>112.15</td> <td>111.66</td> <td>111.03</td> <td>103.48</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>106.32</td> <td>106.67</td> <td>106.90</td> <td>106.74</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【106.11】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	112.91	112.15	111.66	111.03	103.48	平均値	106.32	106.67	106.90	106.74	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	112.91	112.15	111.66	111.03	103.48														
平均値	106.32	106.67	106.90	106.74	公表前														
算出式	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$																		
指標の説明	下水道使用料収入や一般会計からの繰入金※等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表した指標です。比率が高いほど経営成績は良好とされています。																		
考察	収支黒字を示す100%以上を維持していますが、令和5年度には包括的民間委託の更新等により経常費用が増加し、比率が減少しています。また、収益には一般会計からの繰入金が含まれており、繰入額は一般会計の財政状況に影響されることから、さらなる経営改善を図る必要があります。																		

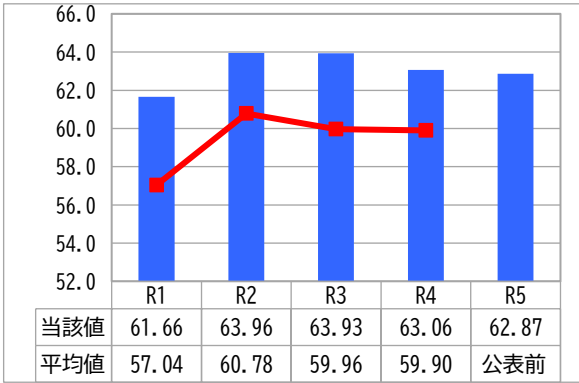
項目	②累積欠損金比率（％）																		
経営比較分析表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>1.03</td> <td>1.35</td> <td>3.68</td> <td>5.30</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">【3.15】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	平均値	1.03	1.35	3.68	5.30	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00														
平均値	1.03	1.35	3.68	5.30	公表前														
算出式	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{（営業収益 - 受託工事収益）}} \times 100$																		
指標の説明	営業収益に対する累積欠損（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の割合を表した指標です。																		
考察	累積欠損は5年以上発生しておらず、0%となっています。																		

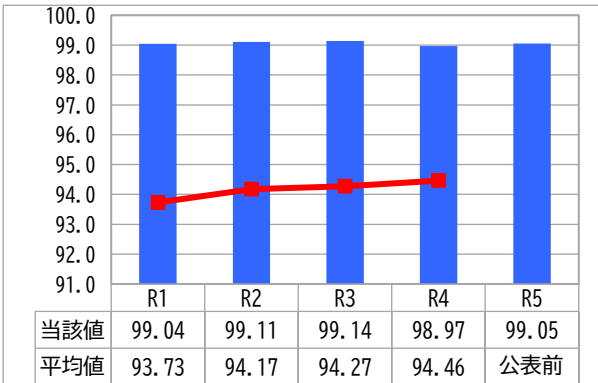
項目	③流動比率 (%)																		
経営比較分析表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>173.87</td> <td>218.19</td> <td>207.69</td> <td>214.10</td> <td>279.34</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>71.54</td> <td>67.86</td> <td>72.92</td> <td>81.19</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【73.44】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	173.87	218.19	207.69	214.10	279.34	平均値	71.54	67.86	72.92	81.19	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	173.87	218.19	207.69	214.10	279.34														
平均値	71.54	67.86	72.92	81.19	公表前														
算出式	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$																		
指標の説明	短期的な債務に対する支払い能力を表した指標です。																		
考察	100%を上回っており、1年以内に支払うべき債務に対する支払い能力は確保できていますが、施設の老朽化が進み、施設の改築・修繕費用等の増加に伴い企業債※償還額が増加することが見込まれるため、今後は比率が下がると予想しています。																		

項目	④企業債残高対事業規模比率 (%)																		
経営比較分析表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>653.30</td> <td>709.40</td> <td>734.47</td> <td>720.89</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【652.82】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	平均値	653.30	709.40	734.47	720.89	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00														
平均値	653.30	709.40	734.47	720.89	公表前														
算出式	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$																		
指標の説明	企業債残高の規模を表す指標です。明確な数値基準はなく、類似団体との比較等によって自団体の置かれている状況を把握・分析するために使用します。																		
考察	本市では、企業債償還金に一般会計からの繰入金を充てているため、企業債残高対事業規模比率は0%となっています。																		

項目	⑤経費回収率 (%)																		
経営比較分析表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>104.31</td> <td>102.57</td> <td>101.83</td> <td>98.41</td> <td>85.95</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>88.05</td> <td>91.14</td> <td>90.69</td> <td>90.50</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【97.61】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	104.31	102.57	101.83	98.41	85.95	平均値	88.05	91.14	90.69	90.50	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	104.31	102.57	101.83	98.41	85.95														
平均値	88.05	91.14	90.69	90.50	公表前														
算出式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{污水处理費（一般会計負担分を除く。）}} \times 100$																		
指標の説明	下水道使用料で回収すべき経費（＝污水处理費）をどの程度下水道使用料収入で賄えているかを表した指標です。																		
考察	本市では、一般会計からの繰入金を活用して経営を続けていますが、令和4年度からは経費回収率は100%を下回り、下水道使用料収入で污水处理費を賄えない状況となっています。今後も下水道使用料の減少に加え、污水处理原価の増加が見込まれるため、さらなる経営改善を図る必要があります。																		

項目	⑥污水处理原価 (円)																		
経営比較分析表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>105.25</td> <td>107.11</td> <td>107.80</td> <td>111.42</td> <td>127.48</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>141.15</td> <td>136.86</td> <td>138.52</td> <td>138.67</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【138.29】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	105.25	107.11	107.80	111.42	127.48	平均値	141.15	136.86	138.52	138.67	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	105.25	107.11	107.80	111.42	127.48														
平均値	141.15	136.86	138.52	138.67	公表前														
算出式	$\frac{\text{污水处理費（一般会計負担分を除く。）}}{\text{年間有収水量}}$																		
指標の説明	有収水量 1 m ³ 当たりの污水处理に要した費用で、污水資本費、污水維持管理費を含めた污水处理に係るコストを表しています。																		
考察	類似団体平均との比較では低い水準を維持しています。しかし、污水处理施設の更新等に伴う污水資本費の増加や、物価上昇などによる污水維持管理費の増加によって、污水处理原価は増加傾向にあり、今後さらに増加が続く見込みであるため、経営状況は一段と厳しさを増していくことが予想されます。																		

項目	⑦施設利用率 (%)																		
経営比較分析表	 <table border="1" data-bbox="628 562 1177 636"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>61.66</td> <td>63.96</td> <td>63.93</td> <td>63.06</td> <td>62.87</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>57.04</td> <td>60.78</td> <td>59.96</td> <td>59.90</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【59.10】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	61.66	63.96	63.93	63.06	62.87	平均値	57.04	60.78	59.96	59.90	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	61.66	63.96	63.93	63.06	62.87														
平均値	57.04	60.78	59.96	59.90	公表前														
算出式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$																		
指標の説明	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。																		
考察	類似団体平均との比較では、若干高い水準となっているものの、処理能力にはまだ余力があり、適正な規模の施設を確保できていると言えます。																		

項目	⑧水洗化率 (%)																		
経営比較分析表	 <table border="1" data-bbox="619 1384 1187 1462"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>99.04</td> <td>99.11</td> <td>99.14</td> <td>98.97</td> <td>99.05</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>93.73</td> <td>94.17</td> <td>94.27</td> <td>94.46</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【95.82】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	99.04	99.11	99.14	98.97	99.05	平均値	93.73	94.17	94.27	94.46	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	99.04	99.11	99.14	98.97	99.05														
平均値	93.73	94.17	94.27	94.46	公表前														
算出式	$\frac{\text{水洗化人口（現在水洗便所設置済人口）}}{\text{下水道処理区域内人口}} \times 100$																		
指標の説明	下水道処理区域内人口のうち、実際に処理場で汚水処理を行っている人口の割合を表した指標です。																		
考察	他市町に先駆けて下水道事業に着手したことや、未水洗化世帯に対して定期訪問による水洗化促進活動を続けてきたこと等により、類似団体平均との比較では、高い水準を維持しています。																		

グラフ凡例	
■	知多市（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
□	令和4年度全国平均

【施設の老朽化の状況を示す経営指標】

項目	①有形固定資産減価償却率（％）																		
経営比較分析表	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>当該値</td> <td>52.71</td> <td>53.00</td> <td>54.27</td> <td>53.29</td> <td>54.71</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>21.22</td> <td>23.25</td> <td>25.20</td> <td>27.42</td> <td>公表前</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【39.74】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	52.71	53.00	54.27	53.29	54.71	平均値	21.22	23.25	25.20	27.42	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	52.71	53.00	54.27	53.29	54.71														
平均値	21.22	23.25	25.20	27.42	公表前														
算出式	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$																		
指標の説明	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却※がどの程度進んでいるかを表した指標で、資産の老朽化度合を示すものです。																		
考察	他市町に先駆けて下水道事業に着手した本市は、類似団体平均と比べ、非常に高い水準となっており、多くの施設の老朽化が進んでいる状況です。施設の更新工事を進めているものの、今後も老朽化した施設の計画的な修繕等を行う必要があります。																		

項目	②管渠老朽化率（％）																		
経営比較分析表	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>R1</td> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>R5</td> </tr> <tr> <td>当該値</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.00</td> <td>0.07</td> <td>3.03</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>0.83</td> <td>1.06</td> <td>2.02</td> <td>2.67</td> <td>公表前</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【7.62】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	0.00	0.00	0.00	0.07	3.03	平均値	0.83	1.06	2.02	2.67	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	0.00	0.00	0.00	0.07	3.03														
平均値	0.83	1.06	2.02	2.67	公表前														
算出式	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$																		
指標の説明	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示すものです。																		
考察	昭和40年代後半から管渠の整備をしており、令和4年度に一部の管渠が法定耐用年数の50年を超えました。今後10年で法定耐用年数を超える管渠がますます増加するため、引き続き計画的な施設の改築・修繕や長寿命化等の対策を行う必要があります。																		

項 目	③管渠改善率 (%)																		
経営比較 分析表	<table border="1" data-bbox="587 533 1189 638"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該値</td> <td>0.00</td> <td>0.08</td> <td>0.15</td> <td>0.09</td> <td>0.18</td> </tr> <tr> <td>平均値</td> <td>0.12</td> <td>0.08</td> <td>0.24</td> <td>0.14</td> <td>公表前</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【0.23】</p>		R1	R2	R3	R4	R5	当該値	0.00	0.08	0.15	0.09	0.18	平均値	0.12	0.08	0.24	0.14	公表前
	R1	R2	R3	R4	R5														
当該値	0.00	0.08	0.15	0.09	0.18														
平均値	0.12	0.08	0.24	0.14	公表前														
算 出 式	$\frac{\text{改善（更新・改良・修繕）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$																		
指標の説明	<p>当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を示すものです。</p>																		
考 察	<p>総合地震対策計画に基づき、重要幹線の耐震補強工事を開始した令和2年度から管渠改善率が増加しています。令和4年度からストックマネジメント計画に基づき、管路施設の点検・調査を進めており、今後も、管路施設の効率的かつ計画的な点検・調査や改築・修繕を行う必要があります。</p>																		

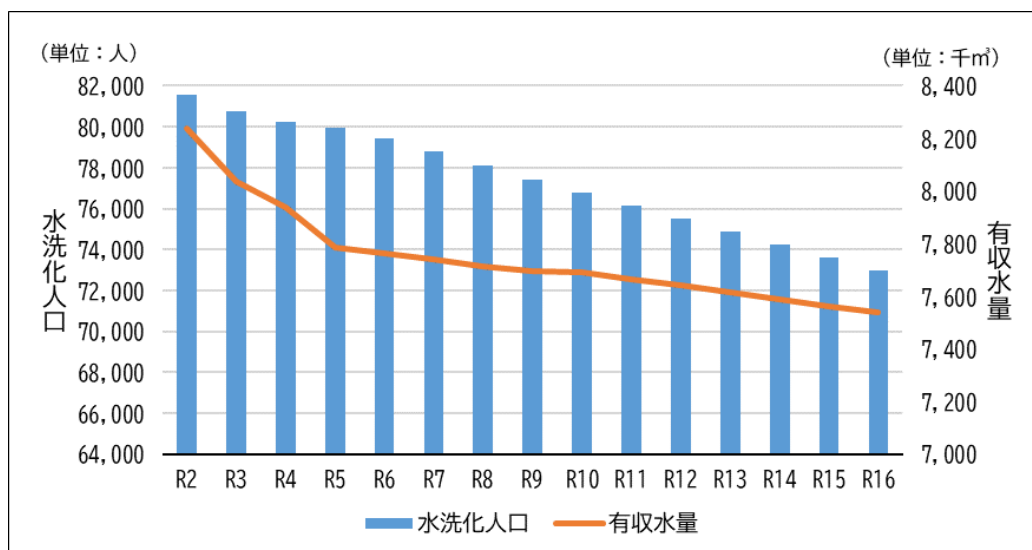
第3章 将来の事業環境

1 水洗化人口及び有収水量

日本の人口は、少子高齢化が進み、今後も減少し続けると予測されています。本市の人口（住民基本台帳ベース）も、平成21年度をピークに減少に転じており、第6次知多市総合計画では、この傾向が継続すると見込んでいます。本市の下水道整備は概ね完了していることから処理区域の拡大は見込めず、下水道処理区域内人口及び水洗化人口についても緩やかに減少していくと予測しています。

有収水量についても、水洗化人口の減少に伴い水需要が減少していく見込みであることから、増加は望めない状況です。

水洗化人口及び有収水量

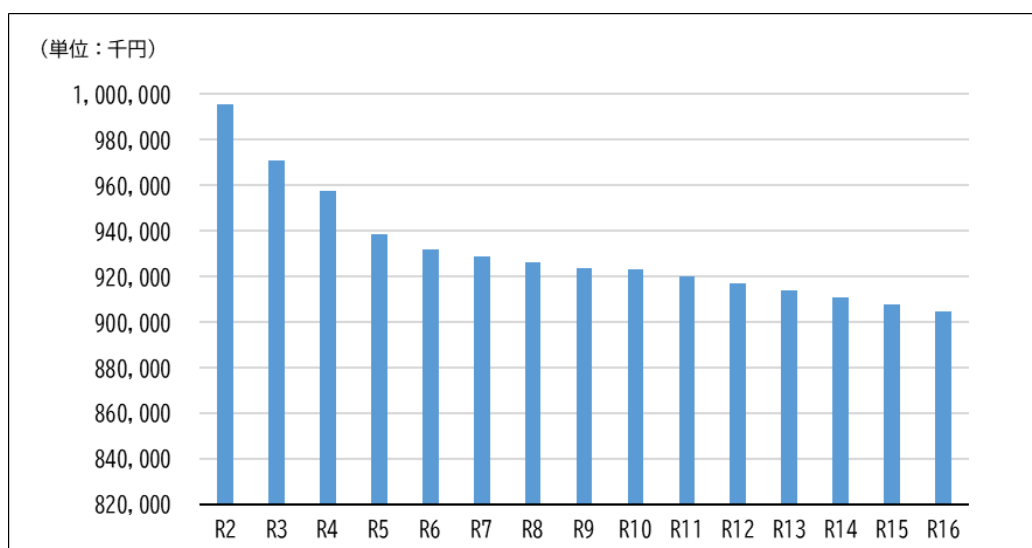


2 下水道使用料収入

今後は、水洗化人口の減少に加え、節水意識の向上、節水機器の普及などにより有収水量が減少し、下水道使用料収入の減少が予想されます。また、物価上昇や下水道施設の老朽化に伴い、下水道施設の維持管理費や改築・修繕費が増加することが見込まれるため、今後の本市の下水道経営は一段と厳しさを増すことが想定されます。

このような状況から、健全経営を維持するためには、今後、適正な下水道使用料について検証を行い、十分な収入を確保する必要があります。

下水道使用料収入

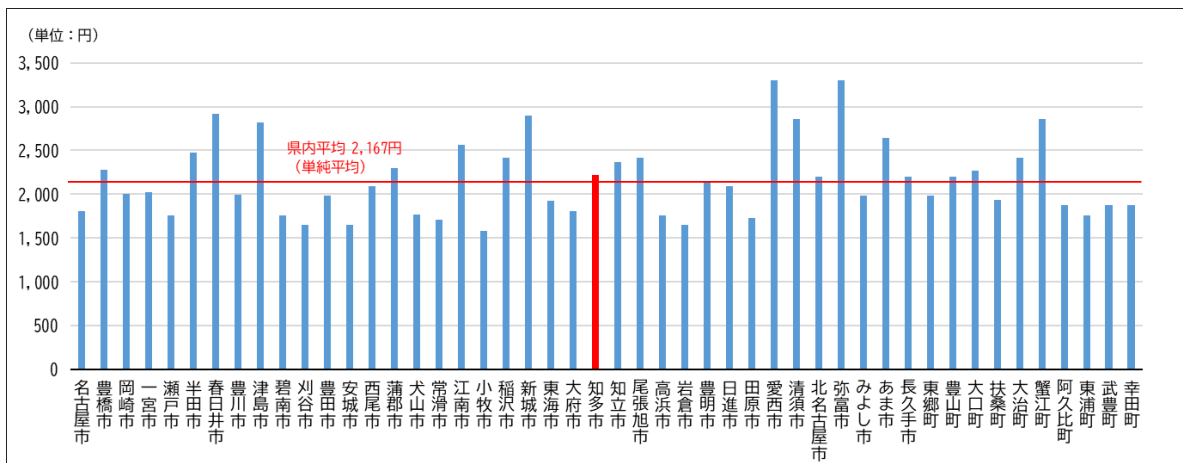


<参考>

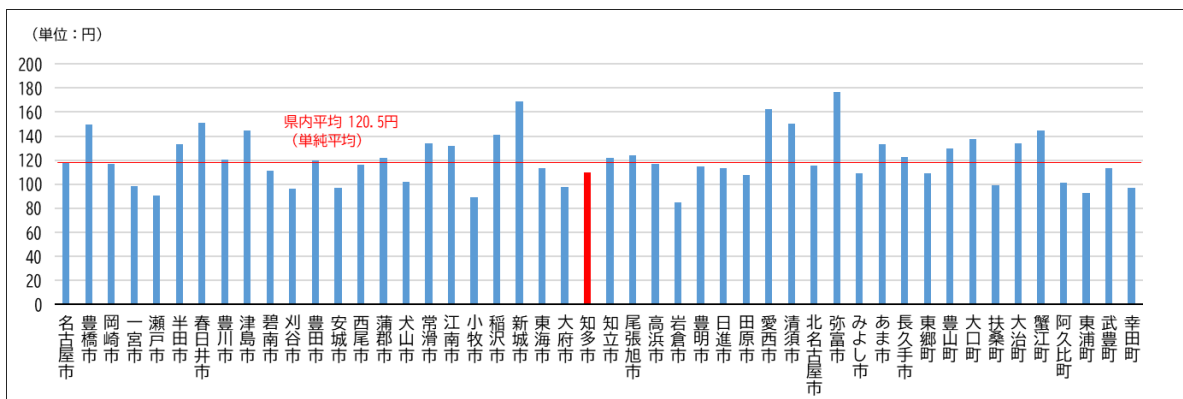
下水道使用料について、本市と県内他市町（令和5年度）を比較すると、20 m³/月当たりの下水道使用料（消費税込み）は本市で2,222円、県内平均で2,167円であり、県内平均より高くなっています。

一方で、使用料平均単価（使用料収入を有収水量で除した価格、消費税抜き）は、本市で109.6円/m³、県内平均で120.5円/m³であり、県内平均の約91%となっています。

令和5年度 20 m³/月当たりの下水道使用料（消費税込み）県内比較



令和5年度 使用料平均単価（消費税抜き）県内比較



出典：愛知県 “市町村の公営企業のあらまし”

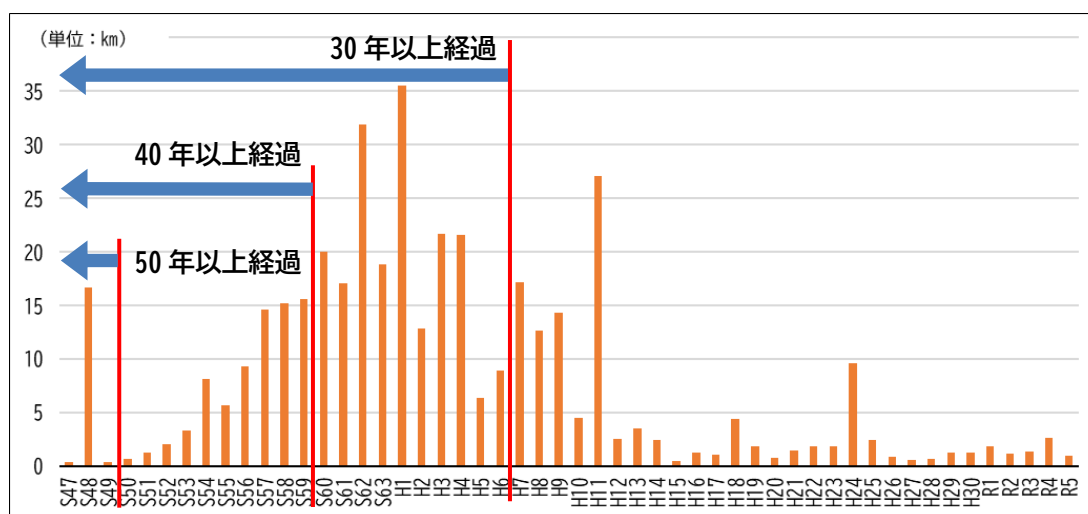
3 施設

(1) 管路施設

管路施設は、最も古くに布設した管渠が、令和4年度に標準耐用年数の50年を迎えました。令和5年度末現在、経過年数40年以上の管渠延長は約23%あり、劣化が顕在化しやすくなるとされる、経過年数が30年を超える管渠延長が50%を超えている状況です。

今後10年間で標準耐用年数を経過する管渠はさらに増加し、老朽化による污水管の破損に伴う道路陥没等の障害の発生や、雨天時浸入水等の不明水の増加につながる可能性が高くなっています。

年度別管渠布設延長

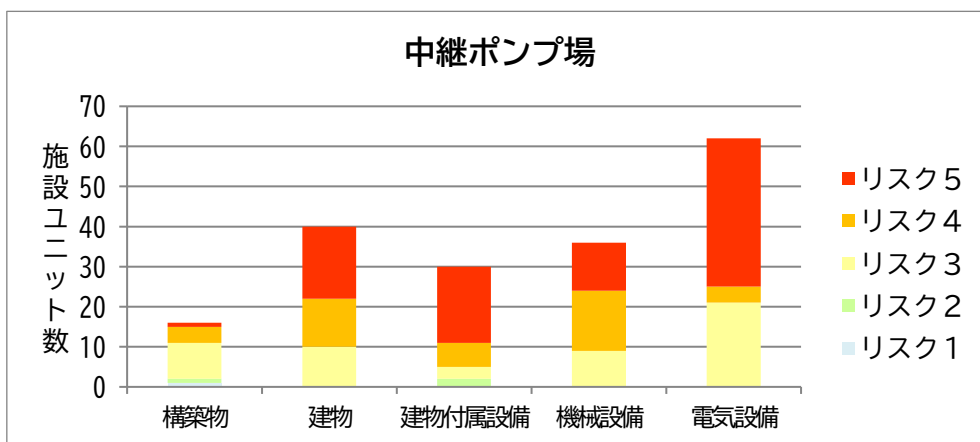
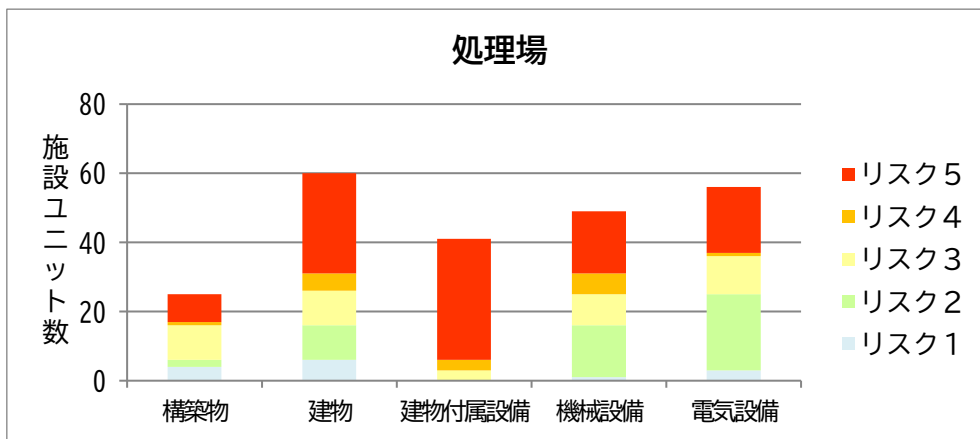


(2) 処理場、中継ポンプ場施設

処理場、中継ポンプ場施設も、管路施設同様に設備の老朽化が進んでおり、効率的かつ計画的に施設の改築・修繕を進めるため、平成30年度にストックマネジメント計画を策定し、令和5年度に改定を行っています。同計画の策定に当たっては、施設の老朽化に伴う不具合、その被害規模や発生確率について現地調査等を実施し、改築・修繕の優先順位の判定（リスク評価）を行っています。

その結果として、全体の施設ユニット数のうち改築・修繕の必要性が最も高い「リスク5」に区分された施設が、処理場、中継ポンプ場ともに約半数を占めているため、改築・修繕の緊急度が高くなっています。

リスク評価結果



リスク評価とは、改築・修繕の優先順位（リスクランク）の判定を行うことで、影響度と発生確率により評価します。影響度は、施設の機能、能力、コストに基づく点数により評価し、発生確率は、目標耐用年数（標準耐用年数の1.5倍など）と設置後の経過年数等により評価します。各リスクランクについては以下のとおりです。

- リスク5：機能が発揮できない又はいつ機能停止してもおかしくない状態。精密調査や設備の更新等が必要な状態で、最も改築・修繕の必要性が高い。
- リスク4：劣化が進行しているが、長寿命化対策や修繕により機能回復できる状態
- リスク3：劣化の兆候が現れており、消耗品の交換等が必要な状態
- リスク2：安定運転ができ、機能上の問題はないが、劣化の兆候が現れ始めた状態
- リスク1：設置当初の状態、運転上及び機能上の問題はない状態

第4章 経営の基本方針

1 経営の基本方針

本経営戦略では、第6次知多市総合計画を踏まえ、快適な生活環境を保持するため、施設の老朽化対策・災害対策を推進するとともに、下水道事業の健全経営に努めることを目指し、「安全な下水道」「持続可能な事業経営」「信頼される組織」の3つの基本方針を掲げます。さらに、これらの基本方針を実施するため、8つの主要な取組により、安定した下水道事業の経営を目指します。

(1) 安全な下水道

老朽化が進む施設について、調査点検により施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら工事の優先順位付けや費用の平準化を行います。想定される南海トラフ巨大地震や浸水などの災害が発生した場合においても事業が継続できるよう、被害を最小限にとどめるための施設の整備や、早期復旧に対応できる体制づくりを行うことで危機管理を強化します。

- ア 施設の老朽化対策
- イ 施設の地震対策
- ウ 浸水対策

(2) 持続可能な事業経営

今後、ポンプ場の機械・電気設備や管路施設の老朽化に伴う投資の増大が見込まれる一方で、人口減少による下水道使用料収入の減少等が見込まれるため、投資の合理化や収入の確保などにより、継続して事業を実施していけるように努めます。

- ア 民間活用等による運営の効率化
- イ 広域化・共同化・最適化による支出抑制
- ウ 収入の確保

(3) 信頼される組織

限られた人員においてもサービス低下を招かないよう機能的な組織づくりに努め、人材育成や知識・技術の継承などを推進することで、引き続き信頼される組織を目指します。

- ア 業務の効率化
- イ 職員の知識・技術習得

2 主要な取組

基本方針の実現に向け、さらなる効率化や経営の健全化を目指し、今後、実施または検討を予定している主要な取組について、次のとおり整理します。

(1) 安全な下水道

ア 施設の老朽化対策

【現状の取組】

- ・ストックマネジメント計画や下水道施設の実状に基づき、投資の効率化かつ支出の平準化を図りながら、経年劣化により処理機能に支障を来す恐れのある施設について、点検及び修繕を行い、維持管理に努めてきました。また、平成 22 年から改築等の老朽化対策を実施してきました。

【今後の取組】

- ・ストックマネジメント計画に基づいて、引き続き老朽化対策を実施します。

イ 施設の地震対策

【現状の取組】

- ・今後予想される南海トラフ巨大地震による被害を最小限にし、市民生活を支えることができるよう、総合地震対策計画を策定し、汚水処理の中心施設である南部浄化センターは平成 24 年度から、重要な管路施設は令和 2 年度から耐震化を進めてきました。

【今後の取組】

- ・必要に応じて適宜、総合地震対策計画を見直します。
- ・管路施設については、引き続き総合地震対策計画に基づいて耐震化を進めます。
- ・処理場、中継ポンプ場設備については、施工の合理化と建設コストの縮減のため、引き続き老朽化対策による改築時に併せた耐震化を実施します。

ウ 浸水対策

【現状の取組】

- ・下水道施設の浸水対策状況を把握し、近年増加している豪雨等による被害を未然に防ぐため、令和 3 年度に処理場、中継ポンプ場の洪水や津波等による浸水の可能性の有無について調査を実施しました。
- ・雨水浸水対策として、雨水管の整備を実施してきました。

【今後の取組】

- ・浸水対策調査の結果に基づき、浸水する恐れがある中継ポンプ場について、浸水時の対応マニュアルの整備などを進めます。
- ・雨水浸水対策として、引き続き雨水管の整備を実施するとともに、令和 8 年度までに内水ハザードマップを作成し、雨水出水浸水想定区域について周知を行います。

(2) 持続可能な事業経営

ア 民間活用等による運営の効率化

【現状の取組】

- ・維持管理費を抑制するため、処理場、中継ポンプ場の運転管理について包括的民間委託を実施してきました。
- ・老朽化対策により機器を更新する際は、省電力機器の導入を推進してきました。

【今後の取組】

- ・処理場、中継ポンプ場の運転管理については、引き続き包括的民間委託を実施します。
- ・管渠の維持管理等へのPPP※/PFI※（ウォーターPPP※等）の導入について検討を進めます。

イ 広域化・共同化・最適化による支出抑制

【現状の取組】

- ・広域化・共同化の取組として、令和4年度から流域下水道の処理場において脱水汚泥の集約処理を開始しました。
- ・最適化の取組として、令和2年度から農業集落排水下水道事業の佐布里地区を南部処理区へ統合しました。

【今後の取組】

- ・広域化・共同化の取組として、令和7年度中に近隣市町との企業会計システム及び料金システムの共同利用を行い、スケールメリットを活かした維持管理費の削減を目指します。また、システムの共同利用と併せて、各市町のシステム様式の標準化を検討します。

ウ 収入の確保

【現状の取組】

- ・維持管理費等に必要な収入を確保するため、未水洗化世帯へ戸別訪問による水洗化促進活動を行ってきました。
- ・平成29年度から余剰消化ガスを売却し、収入の確保に努めてきました。

【今後の取組】

- ・現状の取組を継続するほか、適正な下水道使用料について定期的に検証を行い、必要に応じて下水道使用料の見直しを実施することで、安定的な収入の確保を図ります。

(3) 信頼される組織

ア 業務の効率化

【現状の取組】

- ・窓口対応による職員負担の軽減や市民サービスの向上を目的として、公共柵設置申請や排水設備工事計画確認申請などの各種手続きのオンライン化について準備を進めてきました。

【今後の取組】

- ・その他のより多くの手続きについてもオンライン化ができるように検討を行います。

イ 職員の知識・技術習得

【現状の取組】

- ・日本下水道事業団が主催する専門研修に参加するなど、職員の知識や技術の向上に努めてきました。
- ・業務経験者等によるOJTを通じて、知識や技術の継承に努めてきました。

【今後の取組】

- ・現状の取組を継続することで、さらなる知識や技術の向上を目指し、継続して安定したサービスを提供できるよう努めます。

第5章 投資・財政計画（収支計画）

1 計画改定の方針

(1) 投資の考え方

ア 管渠、処理場の改築・修繕

下水道整備は概ね完了したため、今後は老朽化対策及び地震対策に重点を置き、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に基づき、改築・修繕を計画的に実施するとともに、国庫補助金や企業債等を適切に活用します。また、資本費の増加が下水道事業経営を圧迫することが予想されるため、投資の平準化を図ります。

イ 広域化・共同化・最適化

本市では、愛知県、東海市及び常滑市と協力し、令和4年度から流域下水道の処理場において脱水汚泥の集約処理を開始しました。

今後さらに共同化を進め、建設費や維持管理費をより縮減するため、愛知県内の流域下水道周辺市町とともに、衣浦西部浄化センター内に汚泥処理施設「共同1号炉」の建設を進めます。

(2) 財源の考え方

ア 適正な下水道使用料

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、下水道事業に伴う収入によりその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用されます。本市では恒常的な費用の削減や資産活用による収入増加に努めてきましたが、管路施設や処理場の維持管理費など本来下水道使用料で賄うべき汚水処理費の一部を、一般会計からの繰入金で賄っています。

今後の下水道事業経営は、人口減少や節水意識の向上、節水機器の普及などにより有収水量の伸びを期待することは難しく、さらに、物価上昇や、下水道施設の老朽化に伴う改築・修繕費用等の増加が見込まれ、今後の下水道事業の経営は一段と厳しさを増すことが予想されます。

このようなことから、継続して施設の適正管理を行っていくために、今後も引き続き経営健全化の施策に取り組むとともに、適正な下水道使用料について検証を行い、必要に応じて見直しを実施します。

イ 一般会計からの繰入金

下水道事業の経営は一段と厳しさを増すことが予想されますが、適正な下水道使用料の検証及び見直し等により、繰入金の削減に努めます。

ウ 余剰消化ガスの売却

汚水処理の過程で発生する余剰消化ガスを都市ガス原料として売却し、引き続き収益の確保に努めます。

エ 営業外収益

当面使用しない資金を定期預金に預け入れ、満期による利息収益の確保に努めます。

オ 企業債

資金残高の平準化及び将来世代への負担の平準化を図るため、適債性のある事業については、企業債を適切に活用します。

(3) 投資以外の経費の考え方

ア 職員給与費

業務量の増加に伴い業務負担は増加していますが、必要最小限の人員数で業務を行っています。今後も包括的民間委託などの民間活力を活用し、職員給与費の削減に努めます。

イ 動力費

処理場、中継ポンプ場の運転管理を包括的民間委託しており、機械設備等の動力費も含めて委託範囲としています。

設備の更新時に省エネタイプへ切替えを行ったり、効率的な運転操作を行ったりすることで、動力費の削減を図ります。

ウ 修繕費

処理場、中継ポンプ場の運転管理を包括的民間委託しており、機械設備等の修繕も含めて委託範囲としています。

処理場、中継ポンプ場の機械・電気設備が老朽化しているため、引き続き日本下水道事業団へ技術支援の協力を求め、計画的に改築・修繕を進めるとともに、ストックマネジメント計画の修繕計画に基づき、ライフサイクルコスト[※]の観点から適正な修繕を実施します。

また、突発的に必要となる修繕に備え、一定の修繕費を確保します。

エ 委託費

事業運営の効率化のため、現在取り組んでいる処理場、中継ポンプ場の運転管理の包括的民間委託を継続します。

オ 負担金

主に流域下水道事業及び共同汚泥処理事業の維持管理費等負担金を見込んでおり、効率的な事業運営を図る広域化・共同化の取組として、今後も継続します。

公共下水道事業スケジュール（予定）

施策	事業	事業年度									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
施設の老朽化対策	管渠ストックマネジメント 計画策定・見直し										
	管渠劣化度調査										
	管渠改築工事										
	処理場施設ストックマネジメント 計画策定・見直し										
	処理場・中継ポンプ場 施設更新工事										
施設の地震対策	下水道総合地震対策 計画策定										
	管渠重要幹線耐震診断										
	管渠重要幹線耐震補強工事										
	処理場・中継ポンプ場 施設耐震診断										
	処理場・中継ポンプ場 施設耐震補強工事										
浸水対策	雨水排水施設整備工事										
民間活用等による 支出抑制	南部浄化センター 包括運転管理委託										
広域化・共同化等 による支出抑制	共同汚泥処理事業 維持管理等負担金										
	共同汚泥処理事業 建設負担金										
	衣浦西部流域下水道事業 建設負担金										
	企業会計システム・料金システム 共同利用										
収入の確保	経営戦略 策定・見直し										
	使用料改定（仮）										
	水洗化促進										
	余剰消化ガスの売却										

2 経費回収率向上に向けたロードマップ

(1) 経費回収率

経費回収率は、下水道使用料で回収すべき経費を、どの程度下水道使用料で賄えているかを表した指標であり、次の式によって求められます。

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (一般会計繰入分を除く)}} \times 100$$

本来、下水道事業は「独立採算性の原則」に基づき、下水道使用料収入によってその費用を賄うこととされていますが、経費回収率が 100%を下回る場合、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な下水道使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。

(2) 本市の現状及び将来予測

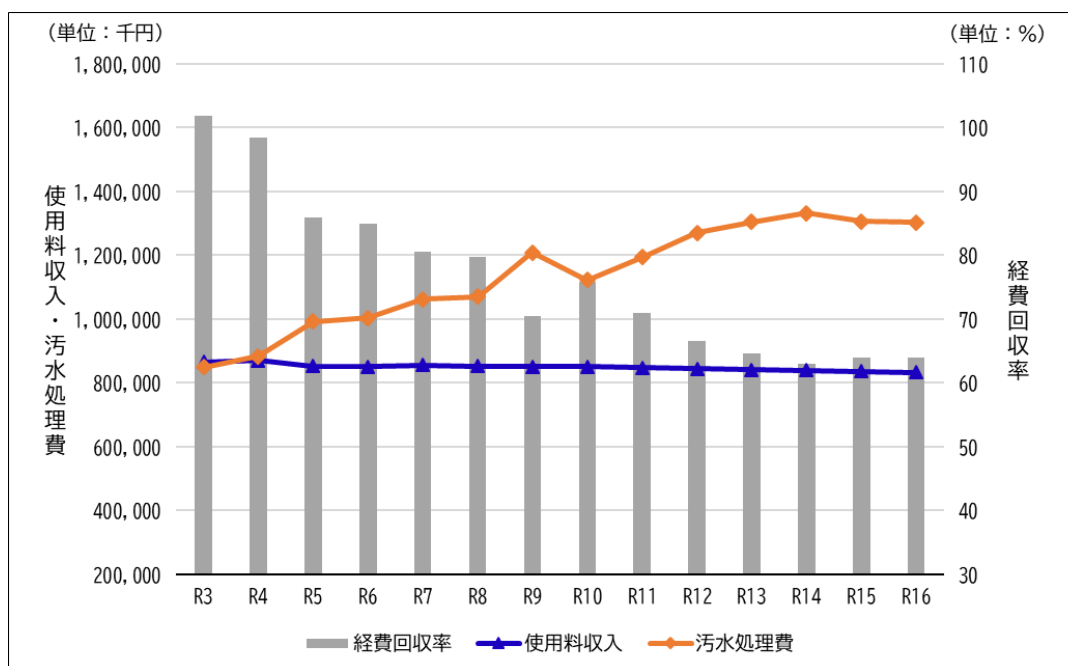
本市の汚水処理費は、物価上昇に伴う委託料の上昇や、汚水処理に係る施設の老朽化対策及び耐震化等への投資に伴う減価償却費の増大によって、増加傾向にあります。

物価上昇の傾向は今後も継続するとみられ、また下水道事業開始から 50 年以上経過しており、引き続き施設の老朽化対策や南海トラフ巨大地震に備えた耐震化を進める必要があり、汚水処理費はさらに増加することが予想されます。

本市の下水道整備は概ね完了していることから、処理区域拡大による下水道使用料の増加は見込めず、また処理区域内の人口は、市の人口減少に伴い減少していく見込みです。

本市の経費回収率は、令和 3 年度は 100%を上回っていましたが、令和 4 年度は 98.4%、令和 5 年度は 86.0%となり、今後も 100%を下回る状況が続くと予測しています。

経費回収率について（予測）



(3) 経費回収率向上に向けたロードマップについて

人口減少による収入の減少や物価上昇、老朽化及び地震対策への投資による費用の増加により厳しい経営が予想されますが、衛生的な生活環境の保持、公共用水域の水質保全のため、下水道事業を継続していかなければいけません。下水道事業の継続には、収支均衡を安定的に維持する必要があり、経費回収率向上が急務となっています。

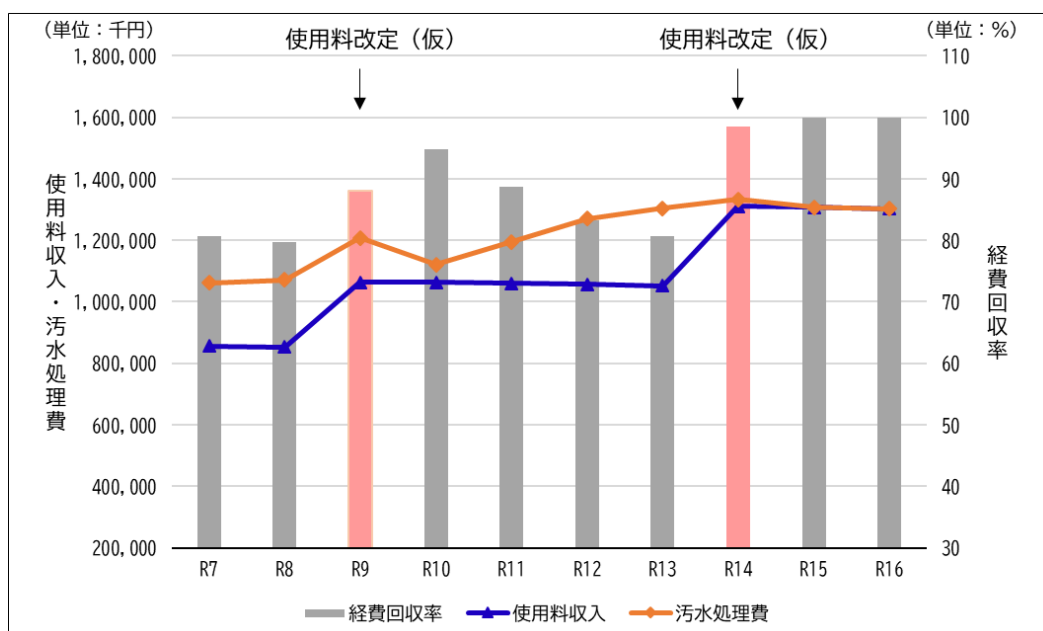
そのため、経費回収率 100%を達成できるよう、今後の使用料収入と污水处理費を推計し、将来の経費回収率の予測をロードマップとして示します。

使用料収入については、経費回収率が減少し、当年度純損益が赤字になると見込まれる令和9年度と、5年後の令和14年度に使用料を改定する場合を想定しています。また、污水处理費については、広域化・共同化、官民連携の取組を継続し効率的な維持管理を図るとともに、資本費が経営状況を圧迫しないよう投資の平準化を見込み、推計しています。

これらの取組により、計画期間中に経費回収率 100%は達成できる見込みですが、その後も経費回収率は悪化していくと想定されるため、計画期間以降も経費回収率を維持できるよう、継続して適正な下水道使用料について検証を行います。

経費回収率向上に向けたロードマップ

項目	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
使用料収入 (百万円)	853	852	856	853	1,064	1,064	1,060	1,056	1,053	1,311	1,307	1,302
	現行使用料				★使用料改定(仮)				★使用料改定(仮)			
污水处理費 (百万円)	993	1,004	1,062	1,071	1,209	1,122	1,195	1,270	1,304	1,332	1,307	1,303
経費回収率	86.0%	84.9%	80.6%	79.7%	88.1%	94.8%	88.7%	83.2%	80.7%	98.4%	100.0%	100.0%



投資・財政計画（収支計画）

《法適用企業・収益的収支※》

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,125,572	1,107,721	1,098,490	1,106,332	1,138,252	
	(1) 使 用 料 収 入	905,223	882,503	870,395	853,295	885,389	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	
	(3) 負 担 金	206,908	210,728	213,640	247,947	247,537	
	(4) そ の 他	13,441	14,490	14,455	5,090	5,326	
	2. 営 業 外 収 益	780,851	808,732	880,228	872,896	932,174	
	(1) 補 助 金	0	0	0	0	0	
	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	765,320	799,727	843,486	860,282	916,174	
	(3) そ の 他	15,531	9,005	36,742	12,614	16,000	
	収 入 計 (C)	1,906,423	1,916,453	1,978,718	1,979,228	2,070,426	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用	1,635,607	1,661,041	1,725,148	1,854,941	1,974,520
		(1) 職 員 給 与 費	62,438	62,794	59,961	53,897	62,978
基 本 給 与 費		29,834	30,538	28,323	25,283	28,731	
退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	
そ の 他		32,604	32,256	31,638	28,614	34,247	
(2) 経 費		648,777	628,642	675,512	732,063	791,276	
動 力 費		197	229	245	258	276	
修 繕 費		136,395	106,321	138,357	54,959	22,079	
材 料 費		720	727	1,459	906	1,104	
委 託 費		416,677	439,118	382,575	526,864	614,778	
そ の 他		94,788	82,247	152,876	149,076	153,039	
(3) 減 価 償 却 費		924,392	969,605	989,675	1,068,981	1,120,266	
2. 営 業 外 費 用		72,168	62,967	57,079	57,707	58,806	
(1) 支 払 利 息		70,660	61,503	55,361	55,624	57,896	
(2) そ の 他	1,508	1,464	1,718	2,083	910		
支 出 計 (D)	1,707,775	1,724,008	1,782,227	1,912,648	2,033,326		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	198,648	192,445	196,491	66,580	37,100		
特 別 利 益 (F)	2,822	8,263	8,400	7,696	30,167		
特 別 損 失 (G)	171	144	2,181	557	243		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	2,651	8,119	6,219	7,139	29,924		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	201,299	200,564	202,710	73,719	67,024		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0	0		
流 動 資 産 (J)	2,094,012	2,586,399	2,960,647	2,621,500	3,029,974		
う ち 未 収 金	283,171	300,022	320,687	204,776	274,693		
流 動 負 債 (K)	910,447	1,190,428	1,382,861	938,466	1,131,142		
う ち 建 設 改 良 費 分	404,161	409,906	392,554	350,964	345,573		
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0		
う ち 未 払 金	427,277	701,742	911,548	508,713	707,334		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,125,572	1,107,721	1,098,490	1,106,332	1,138,252		
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100 資 金 不 足 の 比 率							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)							

※各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳数値による計算結果と合計欄及び差引欄の数値とは一致しない場合があります。

(単位：千円, %)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
1,074,892	1,071,073	1,199,509	1,218,947	1,233,306	1,237,074	1,240,228	1,434,474	1,430,366	1,428,142
849,273	846,636	1,055,545	1,055,182	1,051,727	1,048,182	1,044,727	1,301,273	1,296,636	1,292,364
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220,293	219,111	138,638	158,439	176,253	183,566	190,175	127,875	128,404	130,452
5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326	5,326
977,496	1,040,376	874,556	1,030,548	1,013,300	968,323	962,413	956,959	1,031,419	1,037,927
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
958,796	1,012,076	870,556	1,026,548	1,009,300	964,323	958,413	952,959	1,027,419	1,033,927
18,700	28,300	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
2,052,388	2,111,449	2,074,065	2,249,495	2,246,606	2,205,397	2,202,641	2,391,433	2,461,785	2,466,069
2,009,540	2,063,693	2,064,120	2,117,644	2,167,116	2,191,541	2,212,663	2,232,017	2,252,550	2,274,720
61,552	61,552	61,552	61,552	61,552	61,552	61,552	61,552	61,552	61,552
28,731	28,731	28,731	28,731	28,731	28,731	28,731	28,731	28,731	28,731
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32,821	32,821	32,821	32,821	32,821	32,821	32,821	32,821	32,821	32,821
809,829	847,788	845,811	835,618	857,240	857,658	857,639	857,992	863,000	858,649
276	276	214	214	214	214	214	214	214	214
21,251	29,702	14,242	14,400	14,518	14,677	14,795	14,953	15,072	15,230
1,836	1,855	1,873	1,891	1,909	1,927	1,945	1,964	1,982	2,000
639,167	663,878	677,403	667,160	689,306	689,734	690,163	690,591	695,663	691,447
147,299	152,077	152,079	151,953	151,293	151,106	150,522	150,270	150,069	149,758
1,138,159	1,154,353	1,156,757	1,220,474	1,248,324	1,272,331	1,293,472	1,312,473	1,327,998	1,354,519
64,385	71,803	79,291	93,452	102,615	106,420	111,629	113,200	114,537	114,575
63,475	70,893	78,381	92,542	101,705	105,510	110,719	112,290	113,627	113,665
910	910	910	910	910	910	910	910	910	910
2,073,925	2,135,496	2,143,411	2,211,096	2,269,731	2,297,961	2,324,292	2,345,217	2,367,087	2,389,295
△ 21,537	△ 24,047	△ 69,346	38,399	△ 23,125	△ 92,564	△ 121,651	46,216	94,698	76,774
30,167	30,167	30,167	30,167	30,167	30,167	30,167	30,167	30,167	30,167
242	242	242	242	242	242	242	242	242	242
29,925	29,925	29,925	29,925	29,925	29,925	29,925	29,925	29,925	29,925
8,388	5,878	△ 39,421	68,324	6,800	△ 62,639	△ 91,726	76,141	124,623	106,699
0	0	0	△ 39,421	0	0	△ 62,639	△ 154,365	△ 78,224	0
2,892,278	2,763,987	2,719,390	2,698,663	2,654,474	2,631,235	2,526,094	2,528,980	2,493,466	2,445,092
274,693	274,693	274,693	274,693	274,693	274,693	274,693	274,693	274,693	274,693
1,124,372	1,138,894	1,147,678	1,192,035	1,206,185	1,223,559	1,250,372	1,268,485	1,290,241	1,309,527
339,271	352,789	360,965	402,254	415,426	431,598	456,556	473,417	493,668	511,620
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
707,334	707,334	707,334	707,334	707,334	707,334	707,334	707,334	707,334	707,334
1,074,892	1,071,073	1,199,509	1,218,947	1,233,306	1,237,074	1,240,228	1,434,474	1,430,366	1,428,142

投資・財政計画（収支計画）

《法適用企業・資本的収支※》

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	477,200	799,400	851,900	426,900	767,600		
		うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0		
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0		
		3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0		
		4. 他 会 計 負 担 金	299,392	289,272	286,360	252,053	252,463		
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0		
		6. 国（都道府県）補助金	329,300	690,340	650,120	402,180	538,950		
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	1		
		8. 工 事 負 担 金	11,856	6,143	5,720	27,218	3,352		
		9. そ の 他	110	196	225	225	234		
		計 (A)	1,117,858	1,785,351	1,794,325	1,108,576	1,562,600		
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の 財源充当額 (B)	0	0	0	0	0		
		純計 (A)-(B) (C)	1,117,858	1,785,351	1,794,325	1,108,576	1,562,600		
		資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	896,771	1,598,109	1,650,904	964,798	1,553,134
				うち 職員給与費	24,619	23,856	23,262	22,621	28,300
2. 企 業 債 償 還 金	419,445			404,161	409,906	392,553	350,966		
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0			0	0	0	0		
4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0			0	0	0	0		
5. そ の 他	750			0	0	0	3,600		
計 (D)	1,316,966	2,002,270	2,060,810	1,357,351	1,907,700				
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		199,108	216,919	266,485	248,775	345,100			
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	0	74,316		
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	162,877	150,742	193,008	215,180	196,713		
		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0		
		4. そ の 他	36,231	66,177	73,477	33,595	74,071		
計 (F)	199,108	216,919	266,485	248,775	345,100				
補填財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0			
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0			
企 業 債 残 高 (H)		4,281,610	4,676,849	5,118,843	5,153,189	5,693,124			

○他会計繰入金

区 分		年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収 益 的 収 支 分		206,908	210,728	213,640	247,947	247,537		
	うち 基準内繰入金	29,443	35,145	36,793	40,648	53,307		
	うち 基準外繰入金	177,465	175,583	176,847	207,299	194,230		
資 本 的 収 支 分		299,392	289,272	286,360	252,053	252,463		
	うち 基準内繰入金	11,713	8,230	12,331	10,957	10,914		
	うち 基準外繰入金	287,679	281,042	274,029	241,096	241,549		
合 計		506,300	500,000	500,000	500,000	500,000		

※各項目の数値は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳数値による計算結果と合計欄及び差引欄の数値とは一致しない場合があります。

(単位：千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
747,800	690,300	1,150,100	809,000	513,400	645,400	438,600	446,800	388,600	388,600
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
279,707	180,889	261,362	241,561	223,747	216,434	209,825	272,125	271,596	269,548
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
752,300	607,950	1,125,850	872,250	543,450	632,750	480,500	469,250	445,500	467,300
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15,820	4,162	4,162	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
356	356	356	356	356	356	356	356	356	356
1,795,984	1,483,658	2,541,831	1,927,168	1,284,954	1,498,941	1,133,282	1,192,532	1,110,053	1,129,805
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,795,984	1,483,658	2,541,831	1,927,168	1,284,954	1,498,941	1,133,282	1,192,532	1,110,053	1,129,805
1,766,453	1,461,588	2,438,569	1,833,107	1,182,866	1,394,866	1,074,866	1,112,866	984,866	1,017,866
28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300	28,300
345,573	339,271	352,789	360,965	402,254	415,426	431,598	456,556	473,417	493,668
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
2,115,626	1,804,459	2,794,958	2,197,672	1,588,720	1,813,892	1,510,064	1,573,022	1,461,883	1,515,134
319,642	320,801	253,127	270,504	303,766	314,951	376,782	380,490	351,830	385,329
176,177	111,696	136,290	198,610	267,591	265,442	335,814	340,799	326,873	359,576
73,717	150,846	8,387	5,877	0	0	6,358	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,748	58,259	108,450	66,017	36,175	49,509	34,610	39,691	24,957	25,753
319,642	320,801	253,127	270,504	303,766	314,951	376,782	380,490	351,830	385,329
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6,095,351	6,446,380	7,243,692	7,691,727	7,802,873	8,032,847	8,039,849	8,030,093	7,945,276	7,840,208

(単位：千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
220,293	219,111	138,638	158,439	176,253	183,566	190,175	127,875	128,404	130,452
41,813	41,302	53,764	50,625	53,532	53,667	53,087	52,489	48,993	48,291
178,480	177,809	84,874	107,814	122,721	129,899	137,088	75,386	79,411	82,161
279,707	180,889	261,362	241,561	223,747	216,434	209,825	272,125	271,596	269,548
10,906	11,142	11,762	13,536	17,336	17,418	17,654	17,880	17,886	18,126
268,801	169,747	249,600	228,025	206,411	199,016	192,171	254,245	253,710	251,422
500,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000

第6章 経営戦略の進捗管理

本経営戦略は、令和16年度までの10年間の計画ですが、社会情勢が大きく変化する昨今では、数年で本市の下水道事業を取り巻く環境が変化することが想定されます。

健全な事業経営を持続するために掲げた取組を着実に遂行するため、以下の7指標を事後検証のための指標に定め、進捗状況を管理します。

これらの指標について、毎年度達成状況の確認を行い、PDCAサイクル※を活用しながら投資・財政計画の検証を行うとともに、5年ごとに経営戦略の見直しを検討します。

事後検証指標の目標

事後検証指標 (経営指標)	目標
経常収支比率	100%以上
累積欠損金比率	0%
流動比率	100%以上
経費回収率	80%以上
汚水処理原価	150.0円/m ³ 以下
水洗化率	100%
管渠改善率	0.2%以上

<付録>

用語の解説

用語	説明
あ行	
ウォーターPPP（ピーピーピー）	水道、下水道、工業用水道分野において、コンセッション事業（施設の所有権は自治体に残したまま、民間企業が運営を行う運営方式）へ段階的に移行する官民連携方式で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、自治体と民間企業が連携して行うこと
か行	
官民連携	PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とも呼ばれ、公共施設等の建設、維持管理、運営等を、自治体と民間企業が連携して行うこと
企業債	地方公営企業が行う建設改良に要する資金に充てるために、国や地方公共団体金融機構などから借り入れる長期借入金
繰入金	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金で、総務省の定める繰出基準に基づく基準内繰入金と、基準に基づかない基準外繰入金がある。
下水道処理区域内人口	汚水処理が開始されている処理区域に居住する人口（下水道が利用できる人口）
下水道普及率	下水道処理人口普及率とも呼ばれ、総人口に対して、下水道が利用できる人口の割合を示す指標
減価償却	管渠や処理施設などの資産の取得を行った場合に、その取得金額を取得時に費用として一括計上するのではなく、資産の耐用年数に応じて毎年少しずつ費用として計上する方法
公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの（下水道法第2条第3号）
さ行	
財務規定適用	地方公共団体が経営する企業に、条例等により地方公営企業法を適用する場合に、法の規定の全部を適用せずに、財務規定のみを適用すること。法の規定を全て適用する「全部適用」に対して、一部のみを適用するため「一部適用」ともいう。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用
水洗化人口	実際に処理場で汚水処理を行っている人口

用語	説明
ストックマネジメント計画	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に維持管理するための計画
総合地震対策計画	地震対策に取り組む必要性が高い地域において、下水道の地震対策を重点的に推進するために必要な事項を定めた計画
た行	
単独公共下水道	公共下水道のうち、終末処理場を有するもの
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域以外の区域において設置され、自然保護などを目的とするもの
な行	
農業集落排水下水道	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村全域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を目的とするもの
は行	
補填財源	当年度純利益や、損益計算に計上された費用のうち、現金支出を伴わない費用の計上によって発生する損益勘定留保資金など、会計内部に留保される資金
PFI（ピーエフアイ）	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。PPPの代表的な手法の一つ
PDCA（ピーディーシーイー）サイクル	計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の4つのプロセスからなり、これらのプロセスを繰り返すことで、品質の維持・向上及び業務状況を継続的に改善していく手法
PPP（ピーピーピー）	Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略であり、「官民連携」とも呼ばれる。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、自治体と民間企業が連携して行うこと
包括的民間委託	民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるように、複数の業務や施設を包括的に委託すること
ま行	
メタネーション	二酸化炭素と水素からメタンを合成する技術のこと
や行	
有収水量	下水道使用料計算の対象となる水量

用 語	説 明
ら行	
ライフサイクルコスト	管路や施設などの建設費用だけではなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要となる費用の合計額
流域関連公共下水道	公共下水道のうち、流域下水道に接続するもの
流域下水道	2つ以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの



梅香る わたしたちの緑園都市

知多市下水道事業経営戦略

令和2年3月策定
(令和7年2月改定)

知多市都市整備部下水道課

〒478-0045 知多市南浜町 25 番地 (南部浄化センター内)

電話 0562-55-9591 (直通) FAX 0562-55-9222

URL <http://www.city.chita.lg.jp>

E-mail gesui@city.chita.lg.jp